

中東アフリカの知的財産概況

2023年6月23日（金）

日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ

知的財産権部 関景輔

本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- データや地図からみる知財
- 日本企業が中東アフリカで直面する課題

2. 知財トピック

- 中東地域
- アフリカ地域
- 模倣品問題

中東・アフリカ地域の区分け

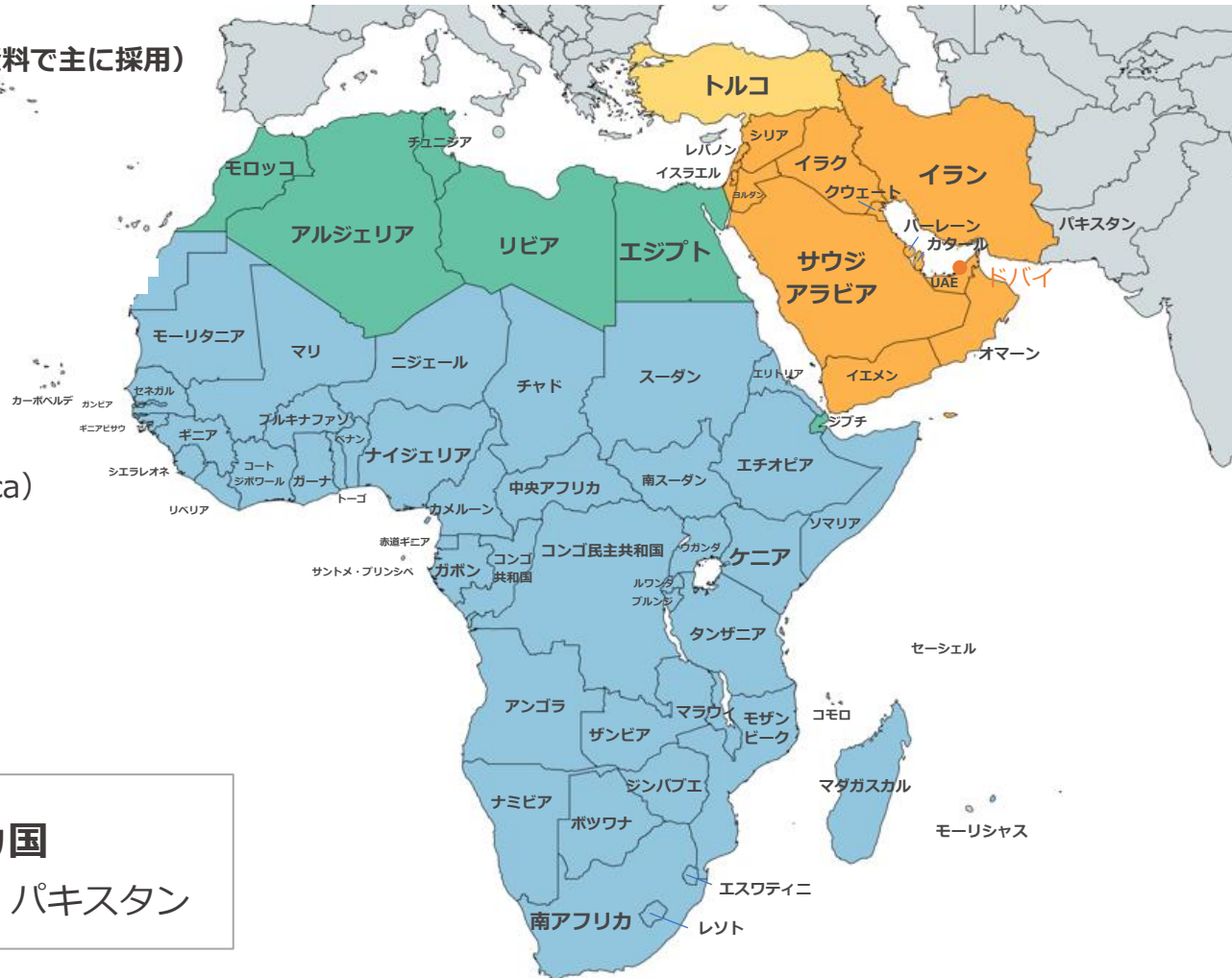
- 中東の定義は多様。中東とアフリカの区分けは、おおまかに二通り。

アフリカ大陸での区切り (本資料で主に採用)

- 中東地域
- アフリカ大陸

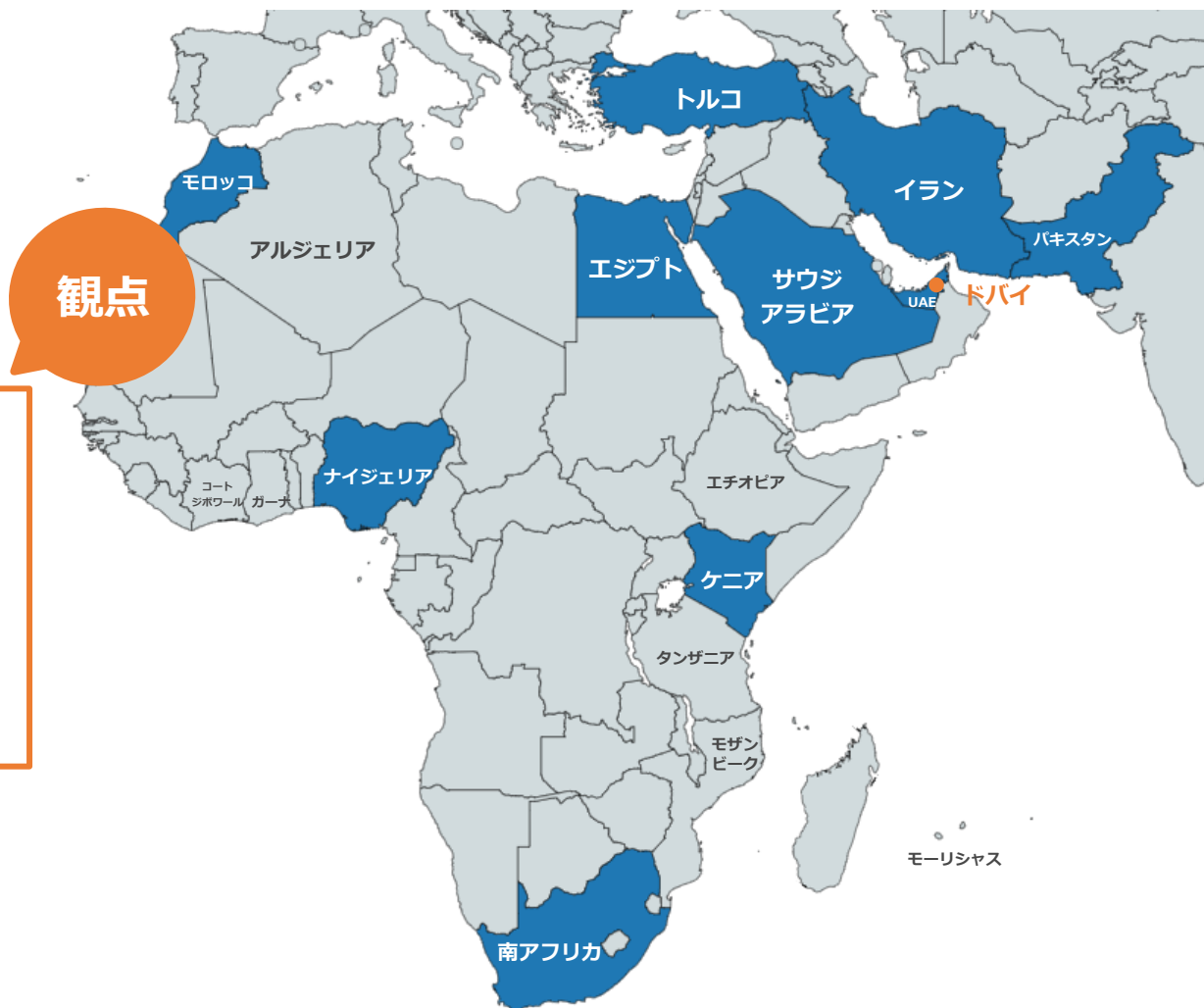
サハラ以南での区切り

- 中東・北アフリカ地域 (MENA: Middle east and North Africa)
- サブサハラ (Sub Sahara)



JETROドバイ管轄 約 **70**カ国
 中東 (イスラエル除く)、アフリカ、パキスタン

知財の観点で中東・アフリカの特に関連国



1. 日本企業の進出国（製造・販売拠点）
2. 経済規模・イノベーション環境
3. 知的財産の出願数
4. 模倣品の流通

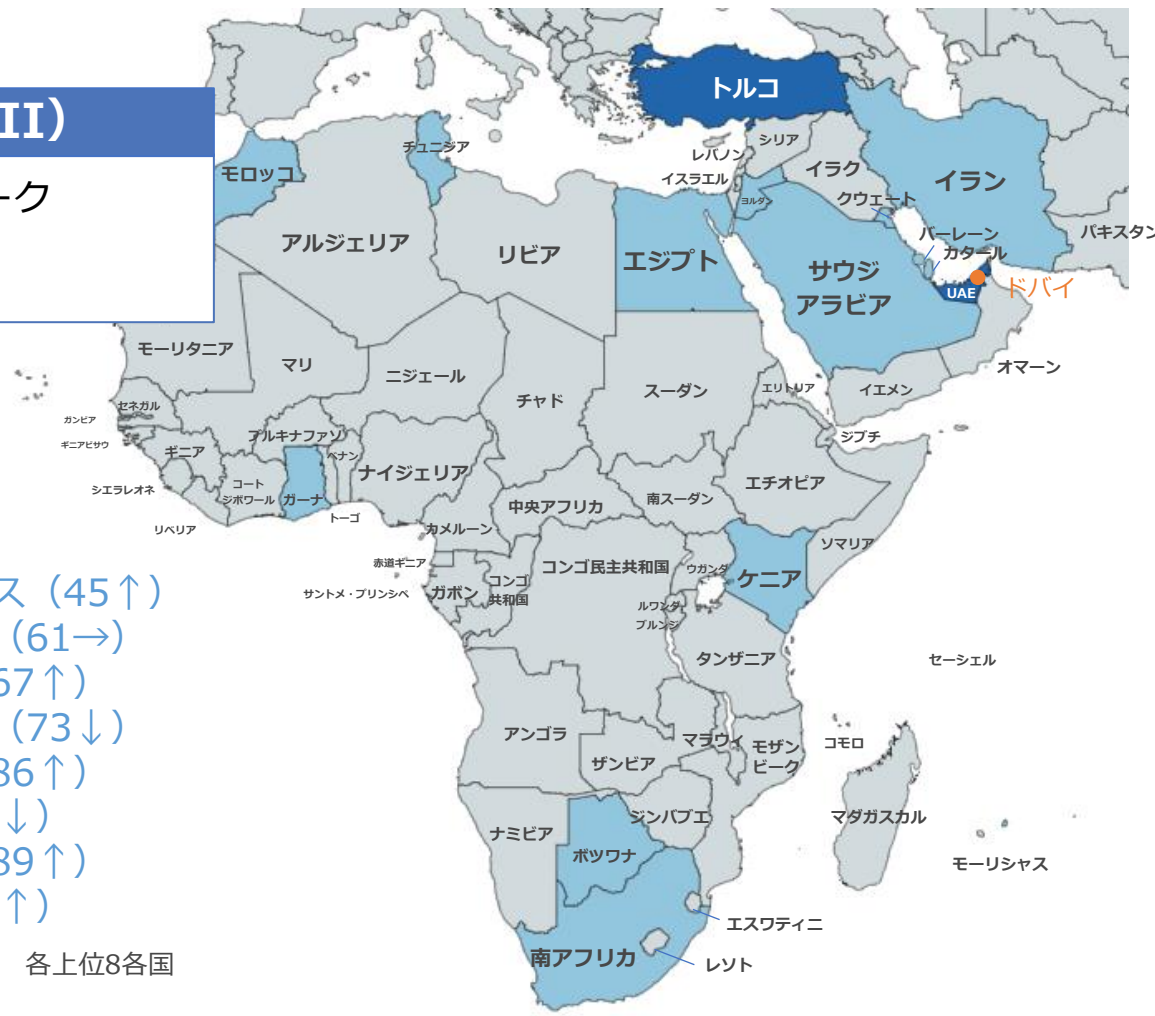
中東・アフリカのイノベーション環境ランキング

Global Innovation Index (GII)

イノベーション環境の総合的なベンチマーク

- 132国・地域を81の指標を基に算出
- WIPOが各国機関と連携して毎年公表

[参考] 日本 (13 →) , イスラエル (16 ↓)



中東

- UAE (31 ↑)
- トルコ (37 ↑)
- サウジアラビア (51 ↑)
- カタール (52 ↑)
- イラン (53 ↑)
- クウェート (62 ↑)
- バーレーン (72 ↑)
- ヨルダン (78 ↑)

アフリカ

- モーリシャス (45 ↑)
- 南アフリカ (61 →)
- モロッコ (67 ↑)
- チュニジア (73 ↓)
- ボツワナ (86 ↑)
- ケニア (88 ↓)
- エジプト (89 ↑)
- ガーナ (95 ↑)

中東・アフリカの広域知財庁

中東



GCC特許庁 (湾岸協力会議特許庁)

2021年1月新規出願受付停止
2023年1月新制度運用開始

アフリカ

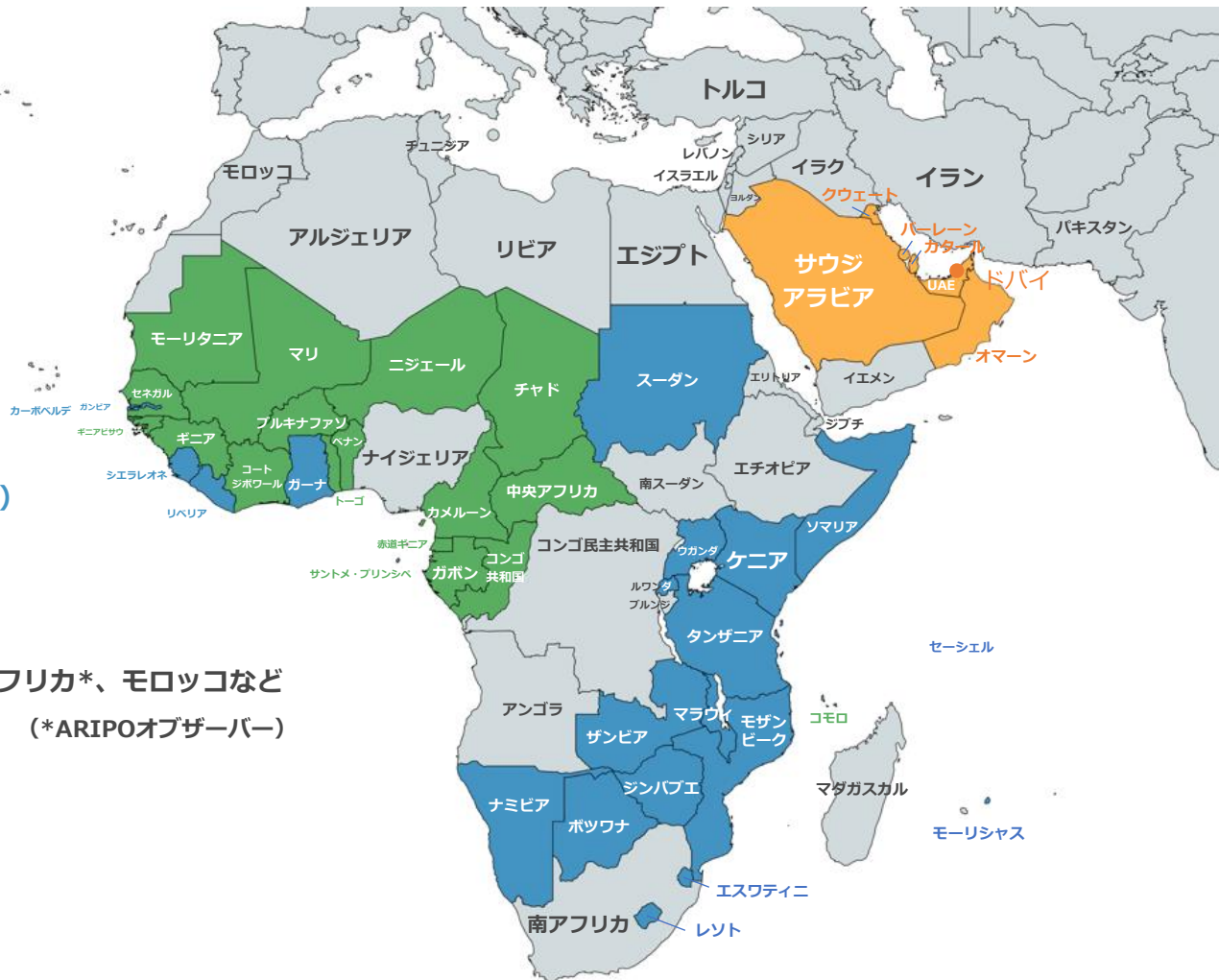


ARIPO (アフリカ広域的財産機関)



OAPI (アフリカ知的所有権機関)

広域庁未加盟：エジプト*、ナイジェリア*、南アフリカ*、モロッコなど
(*ARIPOオブザーバー)



中東・アフリカへの出願件数が世界全体に占める割合

(2020年)

特許

中東

1.5 %
49121件

アフリカ

0.5 %
16400件

日本

8.8 %
288472件



意匠

2.7 %
29448件

0.6 %
6959件

2.8 %
30475件

商標

3.1 %
420950件

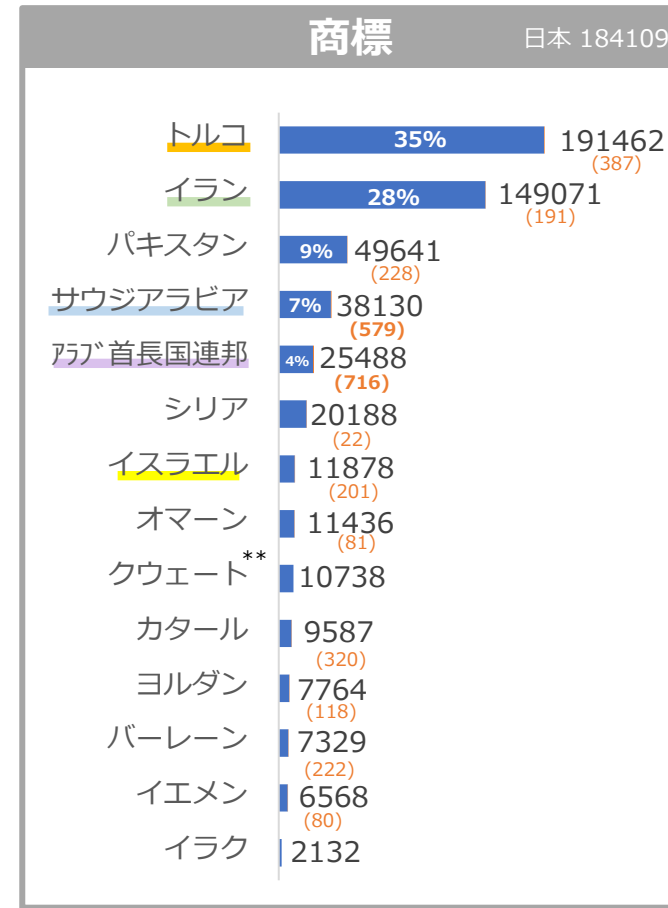
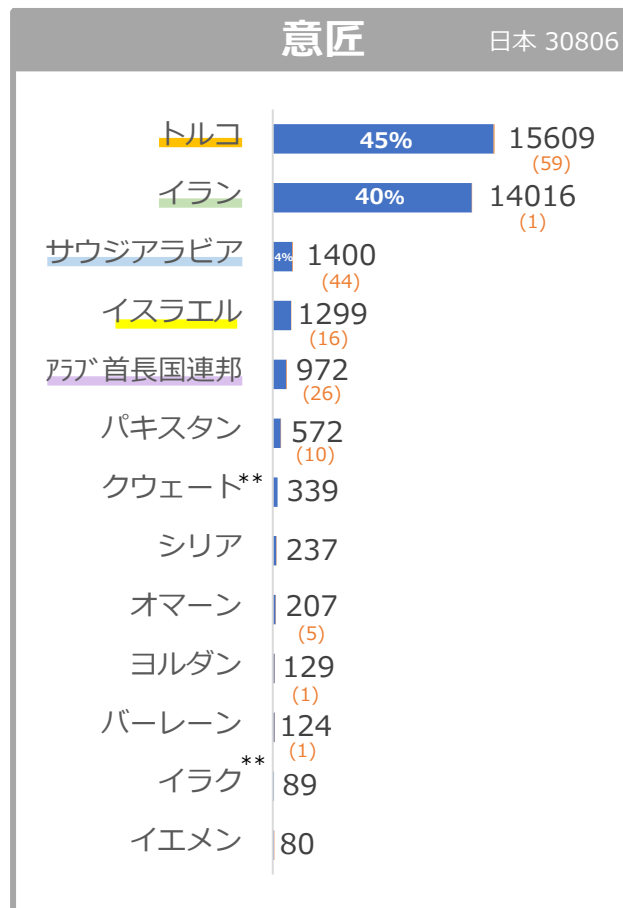
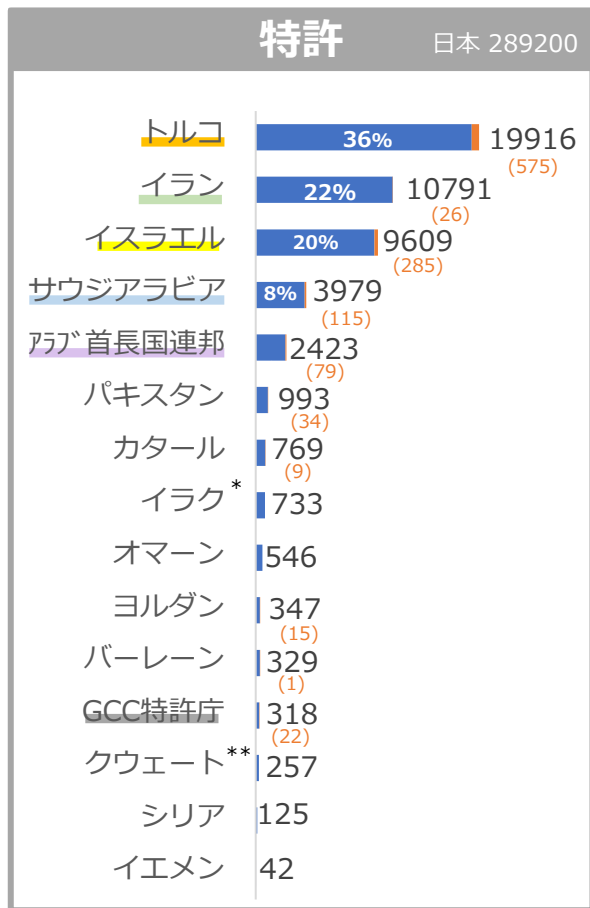
1.0 %
131198件

1.3 %
179929件

中東：以下の合計数(イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、イエメン、GCC特許庁)
アフリカ: Africa
母数：World (トルコの件数をTURKPATENTのデータで補正)

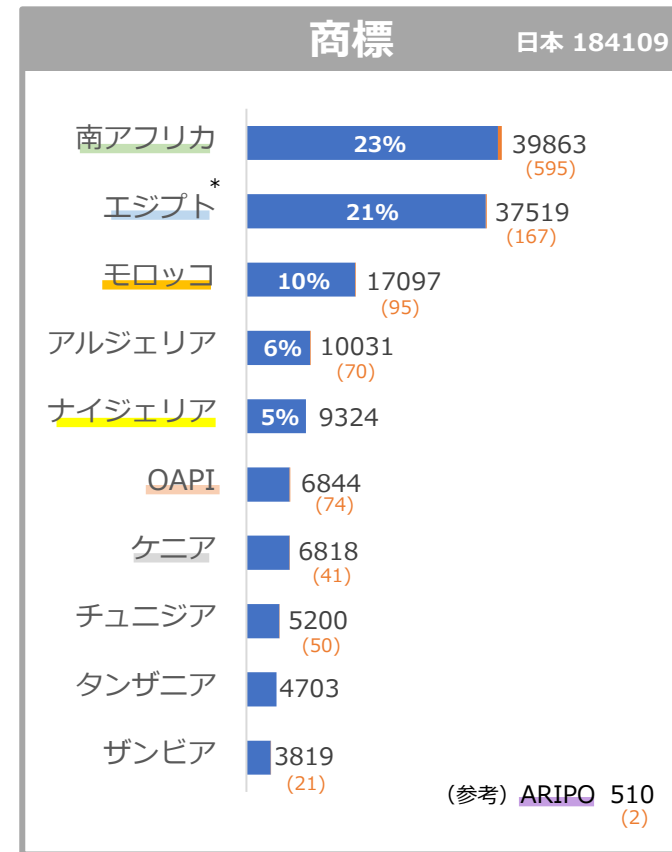
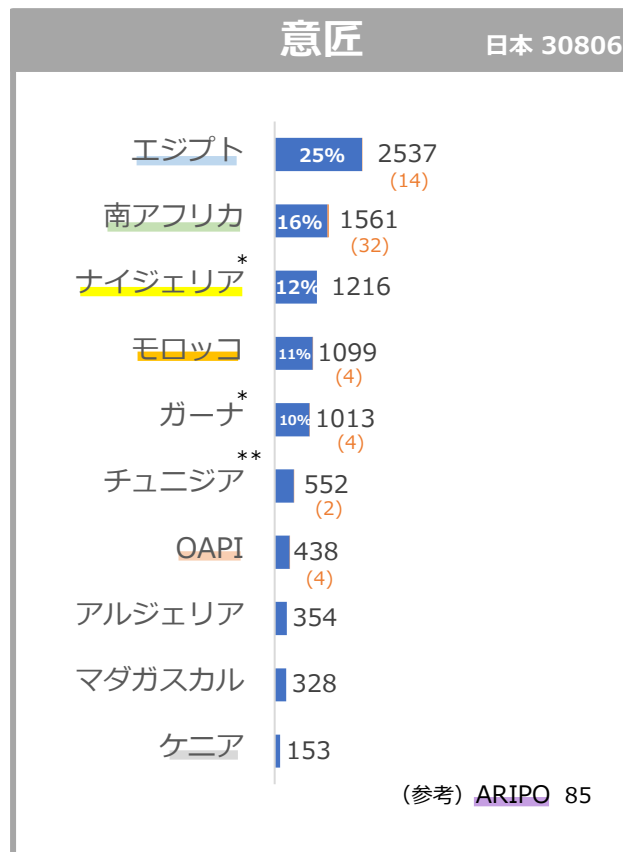
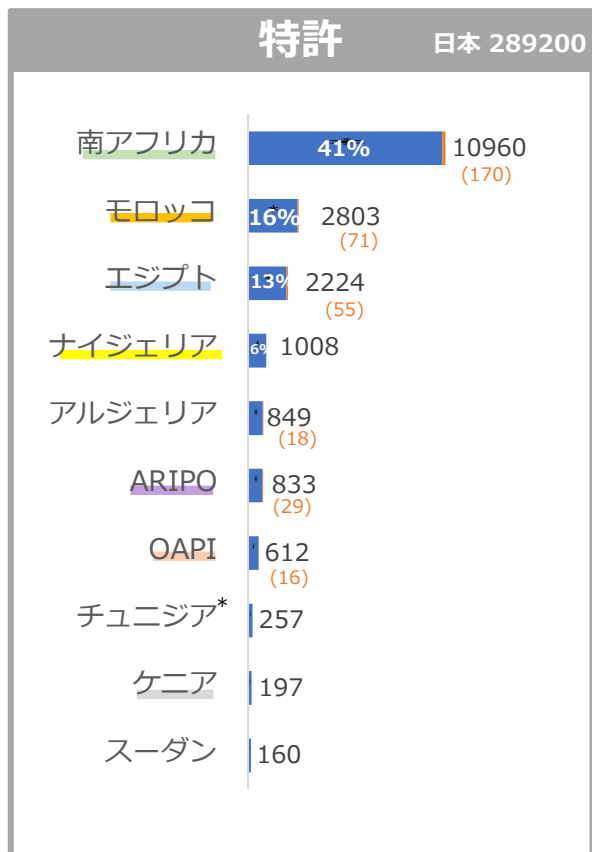
中東地域への出願数ランキングトップ10+a

- ・ 2021年データ、「*」は2020年、「**」は2018年
- ・ () 内は日本からの出願で、未表示はデータなし
- ・ % は、中東の出願全体に占める割合



アフリカ地域への出願数ランキングトップ10

- ・ 2021年データ、「*」は2020年、「**」は2019年
- ・ ()内は日本からの出願で、未表示はデータなし
- ・ % は、アフリカの出願全体に占める割合

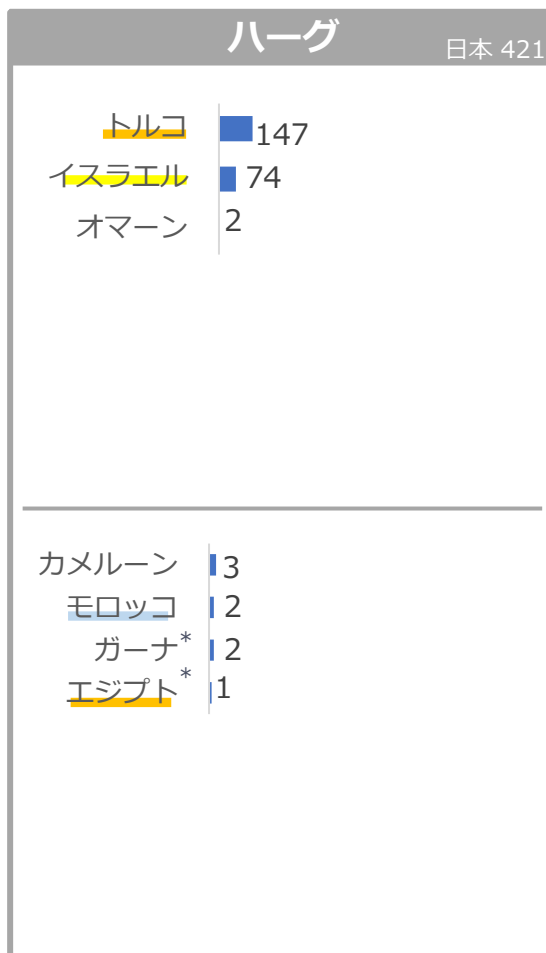
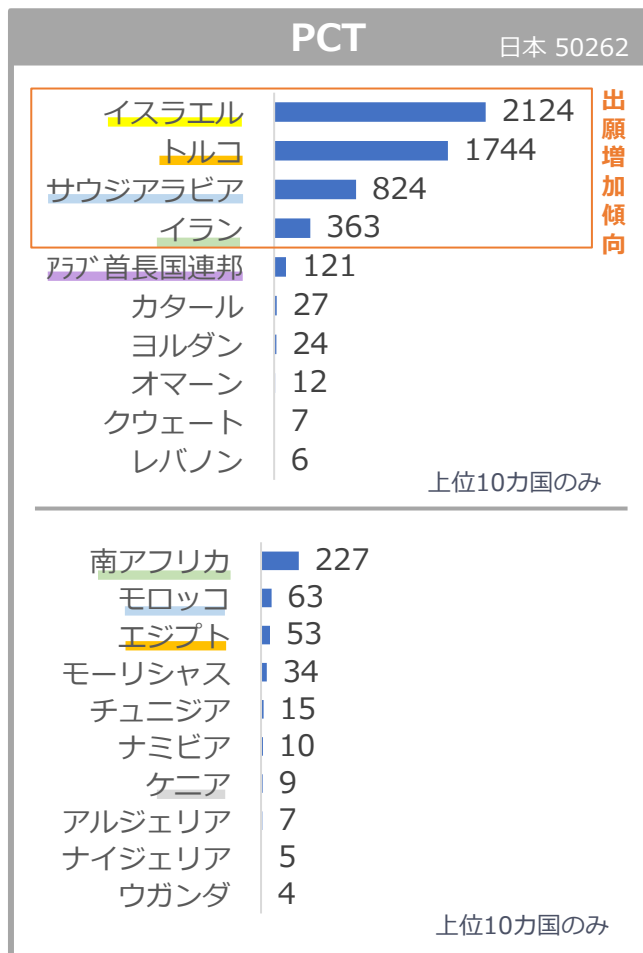


中東・アフリカ地域からの国際出願数ランキング

2021年データ (「*」2020年)

中東

アフリカ



中東・アフリカ地域の知財保護評価 – 2023年版 米国301条スペシャルレポート

2023 Special 301 Report



Office of the United States Trade Representative

優先監視国 (7か国)
中東アフリカ地域なし

監視国 (20か国)
エジプト、パキスタン、
トルコ、アルジェリア

⇒ **中東アフリカ可除なし**

米国通商代表部(USTR)が、知的財産の保護・執行・公正かつ公平な市場アクセスに問題のある国を毎年指定。

- **アラブ首長国連邦 (2021年に削除)**
 - ・ 税関による**真贋判定セミナー**の実施
 - ・ 著作権管理団体の設立
 - ・ **模倣品対策** (アブダビ、ドバイ、アジュマン) 等
⇨ ストリームリッピングによるオンライン海賊版の流行
- **サウジアラビア (2022年に優先監視国から削除)**
 - ・ 知的財産総局(SAIP)の取り組みを評価
 - 国家知財戦略・IP Respect Council
 - **執行強化**、税関との連携改善、規定策定過程の透明性
- **クウェート (2022年に削除)**
- **レバノン (2022年に削除)**

維持

- **エジプト**
 - ・ 税関の**模倣品**や**海賊版**の職権押収権限なし、訓練不足
 - ・ 商標ライセンス登録義務
 - ・ 特許や商標の審査基準の残りの部分
⇨ 国家知財戦略策定、税関間の模倣品情報共有システム
バイオ技術の特許審査ガイドライン発行 (2022年5月)
- **パキスタン**
 - ・ **模倣品**や**海賊版**が依然として蔓延
 - ・ 裁判官の能力や専門性不足、判決の一貫性の欠如
- **トルコ**
 - ・ **模倣品**の供給源で中継地。**医薬品**試験データ保護不足
 - ・ 警察に商標模倣品取り締まりの職権ナシ
- **アルジェリア**
 - ・ **模倣品**や**海賊版**対応不十分、**医薬品**試験データ保護不足

リスト外指摘

- **ケニア、ナイジェリア**
 - ・ 知的財産権の執行システムが不十分
- **南アフリカ、イラク**
 - ・ 商標出願の処理遅れ

前年まで削除済

中東・アフリカの主要な知的財産庁

	国・地域	知的財産庁	所在地	実体審査			審査官数		
				特	意	商	特	意	商
中東	アラブ首長国連邦	経済省 (MOE)	アブダビ	○	×	○	3		4
	サウジアラビア	サウジアラビア知的財産総局 (SAIP)	リヤド	○	×	○	70	5	7
	イラン	イラン産業財産権庁 (IRIPO)	テヘラン	○	×	○	20	12	60
	トルコ	トルコ特許商標庁 (TURKPATENT)	アンカラ	○	○	○	341		
	湾岸協力会議 (GCC)	GCC特許庁	リヤド	○	—	—	21	—	—
アフリカ	エジプト	エジプト特許庁 (EGPO) 国内商業開発庁 (iTDA)	カイロ	○	○	○	105	20	15
	モロッコ	モロッコ産業商業財産権庁 (OMPIC)	カサブランカ	○	×	○*	20	15	
	ケニア	ケニア産業財産機関 (KIPI)	ナイロビ	○	×	○	4		4
	南アフリカ	企業・知的財産委員会 (CIPC)	プレトリア	×	×	○	40	1	15
	ARIPO	アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)	ハラレ (ジンバブエ)	○	△	△	8	2	2
	OAPI	アフリカ知的財産機関 (OAPI)	ヤウンデ (カメルーン)	×	×	○*	4	1	5

「○」あり、「×」なし、「△」指定国の審査制度に依存、「—」制度なし

*絶対的理由のみ

※ 審査官数は非政府機関へのヒアリングによる非公式情報や古い情報も含まれるため、知財庁の規模感の参考情報

主要な知的財産庁の知財ポリシーのポイント

- 大局的な戦略目標が設けられる一方、実務的なインプリメンテーションが課題。

	国・地域		タイトル	目標・方針・取組
中東	UAE	×	—	<ul style="list-style-type: none"> IPポリシーはないが、知財法の全面改正など知財の環境整備に積極的 ⇒ 特許審査期間のFAを42月から6月に短縮目標
	サウジアラビア	○	National Intellectual Property Strategy	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な国家知財戦略を国王・皇太子の名の元に2022年12月に策定。 ⇒ KPI設定（出願・発明者数増加など）。迅速かつ高品質な知財登録の確立。
	イラン	×	—	—
	トルコ	○	<u>Eleventh Development Plan (2019-2023)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 10項目、53小項目の概括的な2019年から2023年までの目標 ⇒ 審査実務の具体的な目標なし
	GCC	×	—	—
アフリカ	エジプト	○	<u>National IP Strategy 2022</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国家知財戦略、2022年9月策定、4つの戦略、17小項目で5か年の工程表 ⇒ エジプト知的財産庁の創設（過渡期18-24か月）、審査実務の具体的な目標なし
	モロッコ	○	<u>OMPIC 2025 Vision Strategy</u>	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション、知財システム、R&D&Iの促進3つの柱。大項目のみ ⇒ 審査実務の具体的な目標なし
	ケニア	○	<u>Strategic Plan 2018 - 2022</u>	<ul style="list-style-type: none"> 主要業績評価5項目、10の戦略目標、25の項目の網羅的で5か年の工程表 ⇒ 品質審査基準の策定、審査基準見直し（いずれも実施できておらず） ※知財3機関（知財機関KIPO, 模倣品対策機関ACA, 著作権庁KECOBO）の統合法案が審議中
	南アフリカ	○	<u>IP Policy of the Republic of South Africa Phase I</u>	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産と公衆衛生・国際的知財協力の2本立て。2018年5月に策定 ⇒ 特許実体審査の特定分野からの導入、マドプロへの加盟（※加盟は2023年頃予定）
	ARIPO	○	<u>ARIPO-Strategic-Plan-2022-2026</u>	<ul style="list-style-type: none"> 4つの柱、9の戦略、128の項目からなる網羅的な2026年までの5か年の工程表 ⇒ 審査請求日からFA22ヶ月（2022年目標・達成済）、審査品質の直接的な目標なし
	OAPI	○	<u>OAPI Strategic Plan 2018-2022</u>	<ul style="list-style-type: none"> 8つの戦略目標、4つのアクション。 ⇒ 人的・オンライン等のインフラ強化。審査実務の具体的な目標なし。

中東・アフリカ地域で日系企業が直面する問題



制度や運用の不透明性



公開情報の不足



模倣品問題

本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- データや地図からみる知財
- 日本企業が中東アフリカで直面する課題

2. 知財トピック

- 中東地域
- アフリカ地域
- 模倣品問題

中東での特許・意匠・商標取得ルート

1. 各国出願

・日本との特許審査ハイウェイ(PPH)利用可能国

- サウジアラビア (2020年 試行開始)
- トルコ (2018年 試行開始)
- イスラエル (2012年 試行開始)

2. 広域出願

・特許 → GCC特許 (2021年1月新規出願受付停止)

GCC 6 か国で有効な特許・権利行使は各国

2023年1月に新制度運用開始

→ 欧州特許条約 (EPC) トルコ

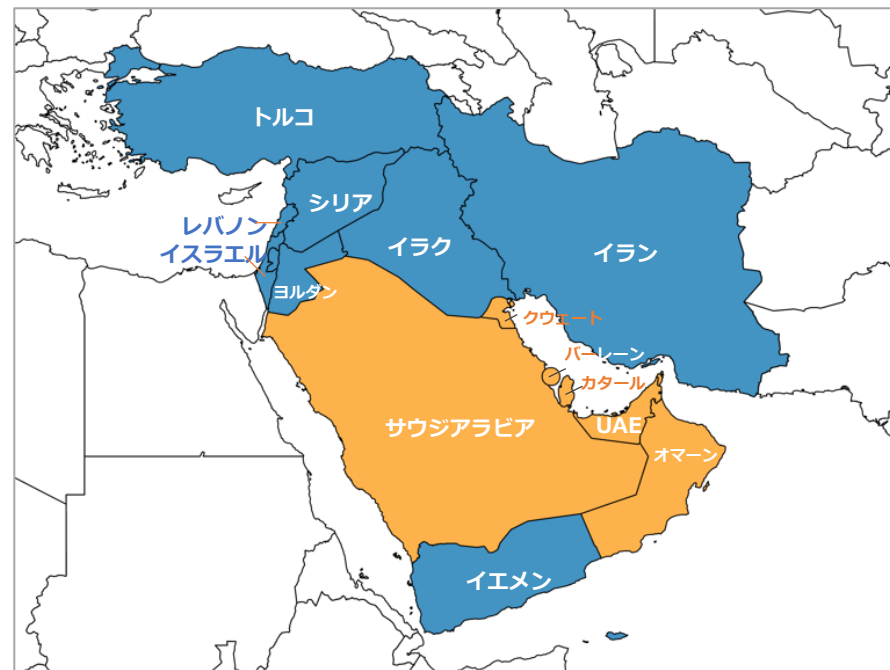
・意匠&商標 → 広域制度なし

⇔ GCC統一商標法

各国の商標法を、GCC6ヶ国で同じ法律に揃える

施行済：クウェート、バーレーン、サウジアラビア、
オマーン、**UAE (2022.1)**

未施行：**カタール (未定)**



3. 国際出願

- 特許 PCT - 国際調査機関 (ISA) - トルコ・イスラエル
- 意匠 ハーグジュネーブ改正協定
- 商標 マドリッド協定議定書

GCC特許庁による新制度開始

経緯

新規出願受付停止 (2021.1.6)

第41回GCC首脳会議でGCC特許規則の改正を承認 (5日)
2021年1月6日以降の特許出願の新規受付を停止を発表

GCC特許改正規則

公告 (2021.4.11), 発効 (2022.2.1)

GCC特許改正細則

公告 (2021.11.1), 発効 (2022.2.1)

2023年1月1日 新制度運用開始



新制度の概要

1. GCC6カ国での統一的な法的保護を廃止 (1条3項)

2. GCC特許庁は加盟国の審査代行機関に

・GCC特許庁は、GCC加盟国いずれかの要請で、特許出願の受付、審査、特許付与する (1条の1)。要請は加盟国の任意 (同条)。

3. 係属案件の扱い (改正法4条)

・通商協力委員会が発表すると規定
(2021年11月時点では、GCC特許庁は係属案件を処理しているとの見解)

4. 現存する特許権の扱い (改正法4条)

・権利期間満了まで、GCC加盟国で有効

出願停止の理由

公式な理由は未公表。以下のような指摘がある。

① GCC各国では近年、特許審査体制を整備

UAE (2014年以降、韓国特許庁に審査を外注)
サウジアラビア (実体審査あり)
カタール (実体審査あり)
オマーン (2017年 実体審査開始)
バーレーン (2018年 実体審査開始)
クウェート (2017年 実体審査開始)

各国で特許権を付与する体制が外形上整う
→ GCC特許庁に頼った審査や権利付与の必要性が低下

② サウジアラビアで知財関係機関を統合 (SAIP)

体制を整備、財政独立を掲げる

③ GCC6カ国のすべてがPCTに加盟

PCT経由で各国への出願が可能

④ UAE国内でのGCC特許の権利執行の問題

UAEでは国内法でGCC特許に関する規定がない

GCC特許の新制度の概念図



GCC各国の知的財産機関が直面している問題

国	知財所管
 バーレーン	産業商業省
 クウェート	商業産業省
 オマーン	商業産業省
 カタール	商業産業省
 UAE	経済省
 サウジアラビア	SAIP ▶ 独立した知財庁を持つGCC唯一の国

知財機関の特徴

- 小規模 ▶ 経済管轄省の一部局
- 知的財産に対する高い意識

課題

- 自立した審査体制の構築
 - 審査官人員の確保と審査ノウハウの必要性
 - 特許審査官の担当技術範囲の広さ
- オンライン化・電子化



UAEが進める知財環境の整備

- UAEは、外国の力を活用するモデルを知財でも活用。知財部門の集約で知財環境を一層強化。

経済省

- 知的財産部門がひとつに集約 (2023年5月)



UNITED ARAB EMIRATES
MINISTRY OF ECONOMY

次官補
Dr. Abdelrahman Almuaini

- 特許審査期間 (FA)

42月から6月に短縮目標 2022.4.発表

- 特許分野は韓国政府と密に協力

KIPO特許審査官が常駐し、実体審査を実施 (2014年)
UAE経済省はKIPOとAI分野での協力を合意 (2019.10)
知財を含む連携10分野を合意。特に特許と明記 (2020.9)

- 知財法の大幅な改正 (2021-2022年)

商標法 (マドプロ対応) ▶ 2022.1.27初登録
著作権法 「Investopia」
産業財産権法の新法制定

トピック

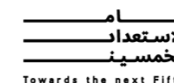
知財団体の存在感

- UAE知的財産協会 (EIPA: Emirates IP Association)
- Gulf BPG (欧州系権利者の企業団体)、AIPPI-UAE
- 多数のWSや啓発の知財イベント開催
 - 第12回 MENA 広域知的財産犯罪会議など

2021年 UAE建国50周年「プロジェクト50」

- 包括的経済連携協定(CEPA) → 知財章に注目

締結済: 2022年 インド、イスラエル、インドネシア
2023年 トルコ、カンボジア、マレーシア
交渉中: 英国、ケニア、韓国、エチオピア、チリ、
シンガポール、ベトナム



サウジアラビアが進める知財環境の整備

- SAIPは、MENA地域を主導すべく、知財一元化や各国との連携、情報発信を積極的に進めている。

サウジアラビア知的財産総局 (SAIP)

■ 国家知財戦略策定 2022年12月

- 5か年計画 - サウジビジョン2030達成の一環
- 4本柱 (知的財産の創造・管理・商業化・保護)
- 12の戦略 (人材育成・迅速かつ高品質な知財登録の確立等)
- KPI設定 (2028年までに出願・発明者数の倍増など)



サルマン国王と
ムハンマド皇太子の名の元に発表

■ 知財機能を集約した独立機関

- 特許・意匠等 - KACST から移管 (2020.1)
- 商標 - 商業投資省 (MCI) から移管 (2020.2)
- 商標権の権利行使 - MCI から移管 (2021.8)
- 知的財産のすべての所管をSAIPに移管 (2022.7)

■ 課題

- 審査体制などの実務的な機能強化
- 税関や商業省など各執行機関との連携

SAIPと各国との協力関係強化

韓国、中国、日本、EUIPO、英国、シンガポール、米国、EPO、ロシア

特に韓国政府と密に協力

高度戦略パートナーシップ (2022年1月)

5分野 ①知財環境の整備、②特許審査、③国家知財戦略
④知財アカデミー、⑤知財情報

- ・KIPO特許・商標審査官がSAIPに常駐し、実体審査を実施
- ・知財戦略の策定もサポート (2018年に協力覚書)

本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- データや地図からみる知財
- 日本企業が中東アフリカで直面する課題

2. 知財トピック

- 中東地域
- アフリカ地域
- 模倣品問題

アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA: African Continental Free Trade Area)

- アフリカ域内の貿易拡大を目指して、2021年1月1日に運用開始済。
- 知的財産章は、未発効。付託事項と議定書については合意済み。付属文書に関して交渉中。

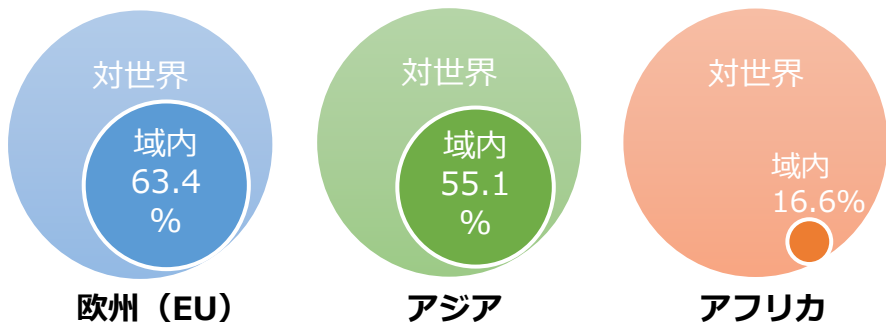
概要

- アフリカ連合(AU)単位で物品やサービスの単一市場を創設し、人の移動を促進
- 批准寄託済 (AU加盟国中 46か国) (2023年2月現在)

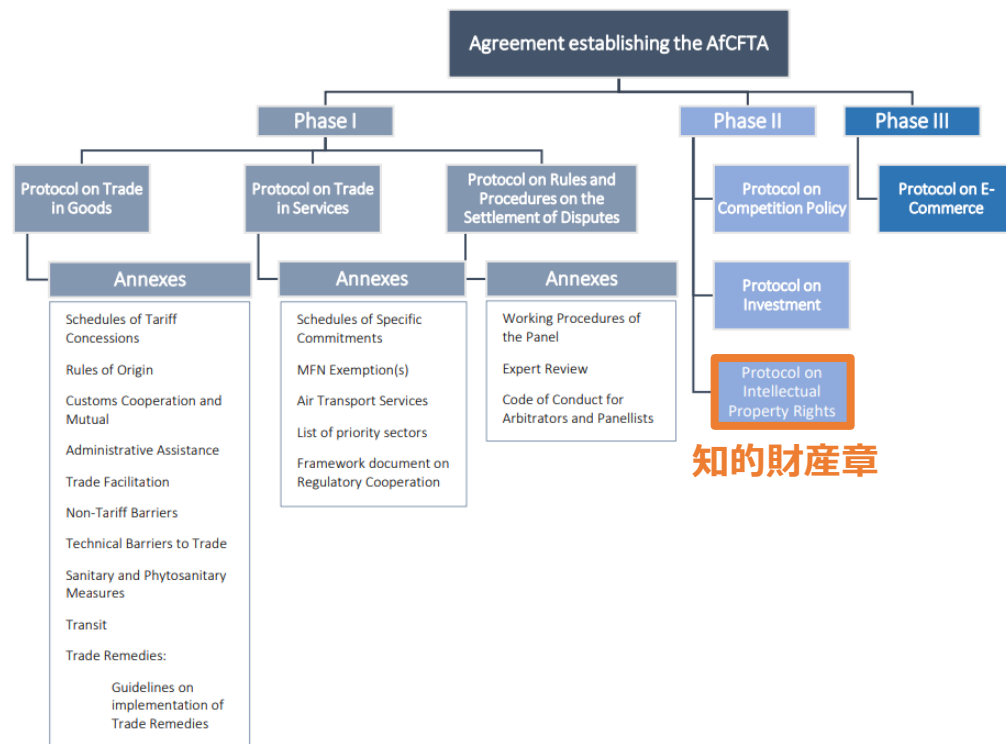
フェーズ 1: 2019年5月に発効済

フェーズ 2: **知的財産章**が規定予定

(参考) 域内貿易比率の比較



UNCTADのデータからJETRO作成



知的財産章

Tralac, AfCFTA Questions and Answers (FAQs) (2022.4)

アフリカ地域での特許・意匠・商標取得ルート

1. 各国出願

- ・ **OAPI加盟国除く**
- ・ 日本との特許審査ハイウェイ (PPH) 利用可能国
エジプト (2015年 試行開始)、**モロッコ** (2021年4月 試行開始)

2. 広域出願

- ・ **ARIPO** (英語圏**22カ国**)
 保護を求める国を指定。無効・侵害訴訟は各国。

	議定書	批准国数	実体審査
特許	ハラレ議定書*	20	ARIPO
意匠			各指定国
商標	バンジュール議定書*	13	各指定国

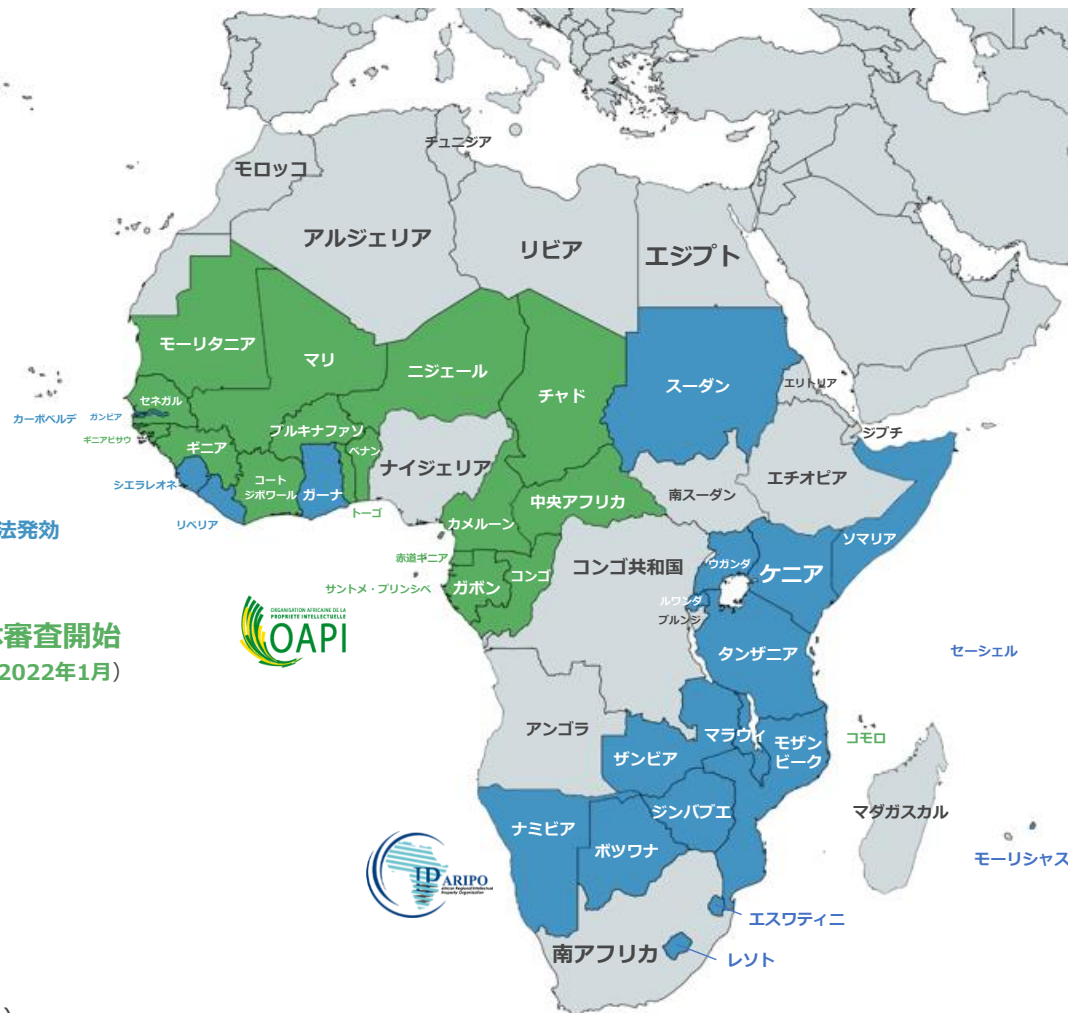
- ・ **OAPI** (仏語圏**17カ国**) *2022.1改正法発効
 全加盟国で有効。無効・侵害訴訟は各国。
バンギ協定 特許・意匠 - 方式審査のみ, **商標** - 実体審査開始 (2022年1月)

3. 国際出願

- ・ 特許 PCT (47カ国・含**ARIPO** & **OAPI**)
 - **エジプト** アフリカ唯一の国際調査機関 (ISA)
- ・ 意匠 ハーグジュネーブ改正協定 (9カ国+**OAPI** 17カ国)
- ・ 商標 マドリッド協定議定書 (22カ国+**OAPI** 17カ国)

4. 欧州特許のバリデーション

- ・ **モロッコ** (2015.3.1発効)、**チュニジア** (2017.12.1発効)
 - 欧州特許を国内特許に有効化できる制度, **OAPI 2025年開始見込み**



広域庁未加盟：エジプト*、ナイジェリア*、南アフリカ*、モロッコなど
 (*ARIPOオブザーバー)

広域制度での商標権の有効性に関する問題

- 条約の国内法がない国は、権利の有効性が疑問視。商標だけでなく特許と意匠でも同様の問題が存在。

マドリッド協定議定書

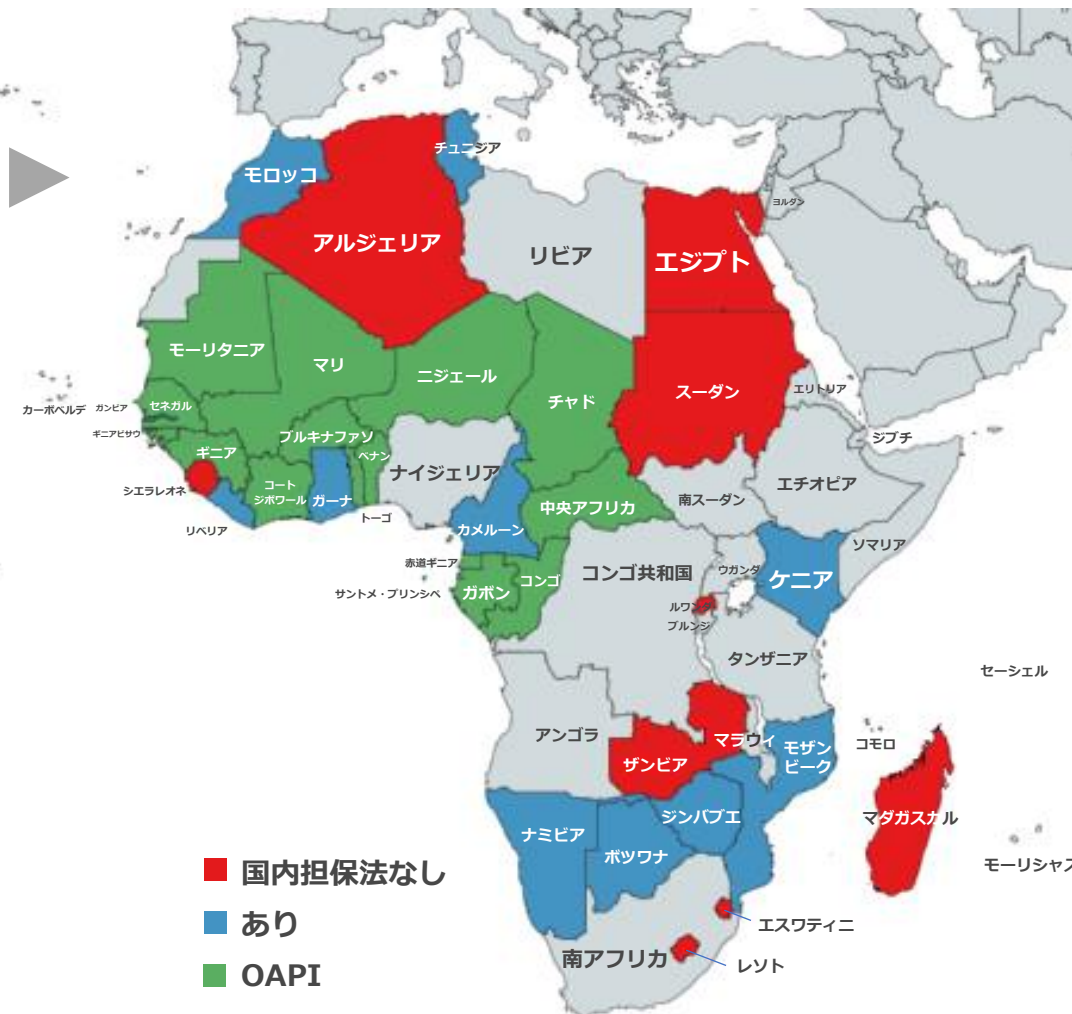
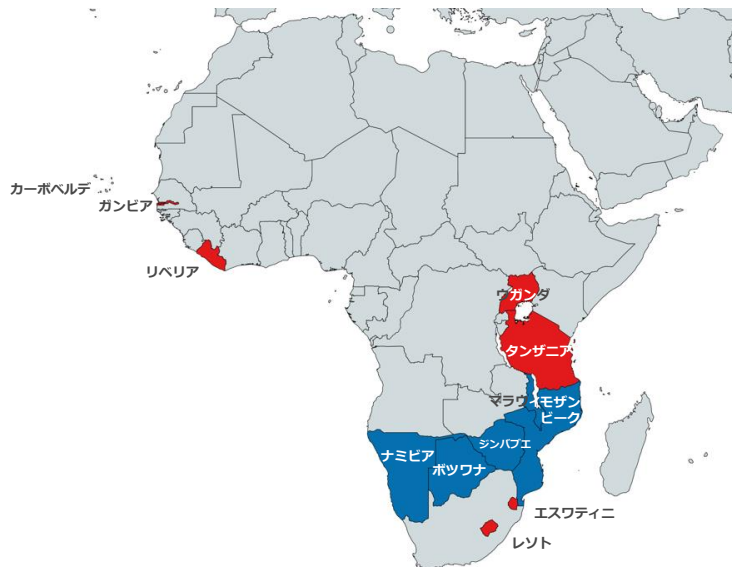
- 加盟22カ国中、**9カ国**[※]が担保法なし (2021年9月時点)

- OAPIは、2022年1月に担保法規定**

⇒ しかし、個々のOAPI加盟国17か国は、いずれもマドリッド協定議定書に未加盟のため、引き続き権利の有効性を疑問視する指摘もある。

ARIPOの商標条約 (バンジュール議定書)

- 加盟12カ国中、**6カ国**[※]が担保法なし (2021年9月時点)



■ 国内担保法なし
■ あり
■ OAPI

※ カーボベルデの国内法は未調査 (2022年3月にARIPOのバンジュール議定書、同年4月にマドリッド協定議定書に加盟)

現地法律事務所によるアフリカでの商標出願推奨ルート

- 広域制度の国内担保法の問題から、国内出願を推奨される国が多い。

出願ルートの選択肢（2021年9月時点）

- マドリッド協定議定書
- ARIPOの商標条約（バンジュール議定書）
- 各国出願

※ 図面作成時期の関係で、以下は反映されていない。

- OAPIのマドリッド協定議定書の加盟
- カーボベルデのARIPOバンジュール議定書、マドリッド協定議定書の加盟



エジプト 国家知的財産戦略の策定

- 2022年9月、国を挙げて知的財産戦略を策定し、知的財産を重視する姿勢を打ち出した。



国家知的財産戦略

2022年9月 から 2027年9月 までの5年間
シシ大統領臨席の公式祝典で発表（2022年9月21日）

◆ 戦略的目標

1. 知的財産に関わる組織構造のガバナンス

- ◆ **エジプト知的財産機関の設立（18-24月の過渡期）**
- 近代的技術で登録・出願・預託サービスの支援・提供
- 知財システムにおける人材の育成・開発
- エジプト知的財産機関と他の国家機関・組織との連携
- 知的財産権の行使と尊重の促進
- 国際的な知財システムでのエジプトの役割を最大化し、国際組織と調整する

2. 知的財産のための法的環境の形成

3. SDGsの達成に向けた知財の経済的利益の最適化

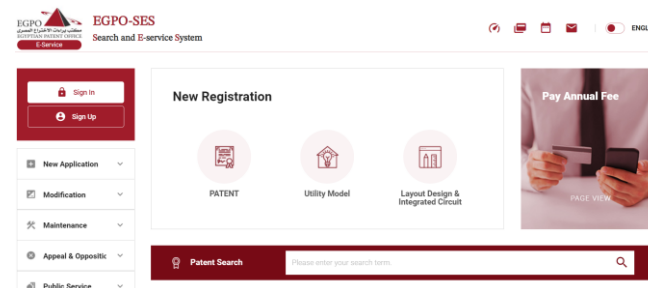
4. エジプト社会での知的財産の意識向上

エジプト特許庁



◆ 課題と対策

- 特許審査期間の増大（現在TP: 3-4年）
⇒ **電子出願と電子決済のシステムを導入（EGPO-SES）**
オンライン特許出願義務化（2022年1月開始, 3月義務化）



- 人材確保 - 特定技術分野の特許審査官（バイオ、医療）
- 審査基準を作成中
⇒ 技術分野ごとに作成（バイオ完成・他分野もほぼ完成）

◆ 国際協力

- 日本の研修協力
- 韓国、スペイン、EUから研修やITなど協力
- オマーンの特許審査を代行（2015年出願分まで）

南アフリカ 特許実体審査の導入

- ・ 現状、特許は方式審査のみ。実体審査を開始すべく、準備中。
- ・ 実体審査を含む知的財産保護の“強化”は、医薬品アクセスなど公衆衛生を確保するためのもの。

南アフリカ政府知財ポリシー フェーズ 1

1. 知的財産権と公衆衛生 (2018年5月)

- ・ 産業政策に沿った現地生産と輸出
- ・ **特許実体審査の特定分野からの導入**
- ・ 異議制度導入
- ・ 特許性基準
- ・ 並行輸入
- ・ 強制実施権
- ・ 知的財産権と競争法 など

2. 国際的知財協力

- ・ 多国間協定
マドリッド協定議定書等への加盟
- ・ 地域協定及び二国間協定

(参考) 新型コロナウイルス関連技術の知財ウェイバーの議論

- ・ 南アフリカと印政府が2020年10月、TRIPS理事会でCOVID-19の予防、治療に必要な関連技術の知的財産権保護を一時的に放棄するTRIPS協定の放棄案を提案
- ・ 新興国と先進国の立場が対立し、膠着状態に
- ・ 米国は一転、支持を表明 (2021年5月5日)
- ・ 4カ国 (米国、EU、南ア、印)が成果文書提示 (2022年5月3日)
- ・ WTO閣僚会議 ワクチン生産供給特許を一定条件下で実施可 (6月)

南アフリカ特許関連データ



- 特許出願件数 **10960** 件 (アフリカの **41** %) (2021年)
- 特許審査官数 **40** 名 (2022.8月時点)

特許実体審査の検討状況 (2022年8月時点)

- **改正特許法の草案は議会審議待ち**
- **実体審査の導入時期は未定**
- 審査官の採用・研修を進め、審査基準作成等も準備中
 - ・ **審査基準は欧州特許庁 (EPO) に近いものとなる見込み**
 - ・ 特許審査官採用
 - ・ 各国の審査協力 (日本、豪州、中国、印、英国、EPO、米国など)
 - ・ 非公式な審査結果を弁理士に送付し、応答する体験学習

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.70 (2022年3月), 各種報道

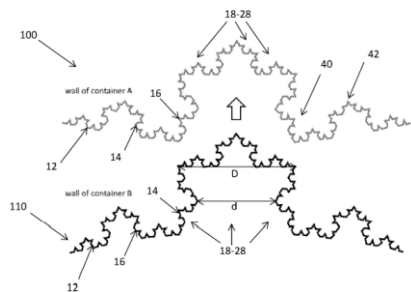
「南アフリカ政府公表の知財ポリシー(フェーズ I)」, ヒアリング内容から作成

南アフリカ AIを発明者とする世界初の特許

- 南アフリカ企業・知的財産委員会 (CIPC: Companies and Intellectual Property Commission)は2021年7月28日、人工知能(AI: Artificial Intelligence)を発明者とする出願に世界初の特許を付与した。

発明

- 表面の構造に特徴のある食品容器
AIで作成 (DABUS: Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience)



発明者

- 「DABUS, The invention was autonomously generated by an artificial intelligence」
(ダバス: 本発明は人工知能によって自律的に生成された)

出願人

- 米国のAI開発者 (Stephan L. Thaler)

ポイント

AIを発明者として認められるか？

■ 各国の経過

- 欧州、英国、米国、独国、韓国、豪州の知財庁で却下・拒絶
- 豪州の連邦裁で特許判断 (2021年7月30日) → 控訴審で覆す (2022年4月13日)
- 米国・英国では裁判所で拒絶支持 (2021年9月4日, 9月21日)
- 中東では、**サウジ** (方式審査通過 2022.12.19) とイスラエルで国内移行

■ 南アフリカでの特許審査経過

・ 実体審査はなく、方式審査のみ

- 2021年5月14日 CIPCに国際特許出願が国内移行
- 2021年6月24日 出願受理 (※方式審査完)
- 2021年7月28日 特許公告・特許付与

■ 発明者に関する定義と方式要件

・ 南アフリカ特許法と規則のいずれにも「発明者」の定義なし

- 各種の出願様式で発明者が特定されているか
- 出願人が特許を出願する権利を有しているか





出願番号ZA2021/03242 (国際出願番号PCT/IB2019/57809、国際公開番号WO2020/079499A1)

ケニア 輸入品の知的財産権の登録を義務化

- ケニアの模倣品対策機関（ACA: Anti-Counterfeit Authority）は、輸入品に対して知的財産権登録（Recordation）を2023年1月1日より義務化。[現状、運用も開始。](#)

一般的な税関登録*



	一般的な税関登録*	ACA
 登録	任意	義務
 国外の権利	登録不要	要登録
 登録料	無料・有料	有料
 罰則	なし	あり

* なお、ケニアの税関では登録制度なし

ACA知的財産権登録制度 – 概要

登録範囲

法令 (34B条) 「ケニアに輸入される商品に係る**商標**」 (原材料は除く)

「著作権、商号、その他の形態の**あらゆる知的財産権**」

ガイドライン 「知的財産権者は、1個の製品について登録された**知的財産権すべてをACAに登録することを義務づけられるわけではない**」

登録範囲が曖昧

ACA聴取情報 (2023.6月時点)

- まずは商標を登録
- ハウスマーク必須 (別ブランドは要登録)
- 著名なファミリーネーム
⇒ 検査官が模倣品を見分けやすい商標

オンライン登録

模倣品対策機関統合管理システム (AIMS)

<https://public.aims.aca.go.ke/home>

関連情報

- アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 77 スペシャルレター (2022年10月)
- IIPPF情報共有セミナー「ケニアACA知的財産登録制度の最新情報と新システム(AIMS)登録のヒント」(2022年10月)
- JETROビジネス短信 (2022年5月9日, 5月30日, 7月15日)

ケニアACA 代替制度の運用開始

- ACAは2023年1月1日、並行して「ACA輸入許可（Import Permit）」制度を導入。

☑ 輸入許可制度のポイント

概要

- ACAの輸入許可を事前に得ていない場合は商品をケニアに輸入できない
- 知的財産登録制度の「**輸入者**」の義務を切り出した制度
- 既存の登録制度とは別制度
 - ケニア歳入庁（KRA）の求める登録制度
 - ケニア標準局（KEBS）の輸出前適合証明書（Pre-Export Verification of Conformity：PVOC）など

登録義務を負う者 **輸入者**

登録方法 KenTradeシステム

税関、標準局など貿易実務に必要な手続きを一括で行えるプラットフォーム

対象製品 一部のHSコードが対象・順次拡大予定

フェーズ1

- 第85類：HSコード8508から8544までの電気・電子機器

フェーズ2 2023年5月より追加

- 第85類「電気・電子」に追加で32項目
- 第22類「アルコール飲料」22項目
- 第33類「化粧品」27項目
- 第64類「履物」26項目
- 第42類、第43類、第65類の「衣料品付属品」26項目
- 第61類、第62類の「衣料品・アパレル」213項目
- 第84類「機械・電気器具」140項目

⇔ 本プログラムの対象外

- 中古品
- 寄付された製品
- 原材料
- 外交用製品
- 少量の私用・家庭用製品
- 積み替え（トランジット、トランシップ）の製品
- 製造に使用される機械および機械の部品
- CKD（コンプリートノックダウン）状態の製品

本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- データや地図からみる知財
- 日本企業が中東アフリカで直面する課題

2. 知財トピック

- 中東地域
- アフリカ地域
- 模倣品問題

中東・アフリカ地域への模倣品流通ルート

- 中国を中心に多様な地域から、中東（サウジアラビア、UAEなど）、アフリカに流入。

模倣品流通ルート
大口（1万点以上）



差止点数実績ベース
2021年



模倣品対策の手段



税関差止



(行政摘発)



刑事救済



民事救済



課題

低所得層による模倣品の需要

執行機関の有効性・模倣品の流通状況－中東

投影限り

執行機関の有効性・模倣品の流通状況 – UAE

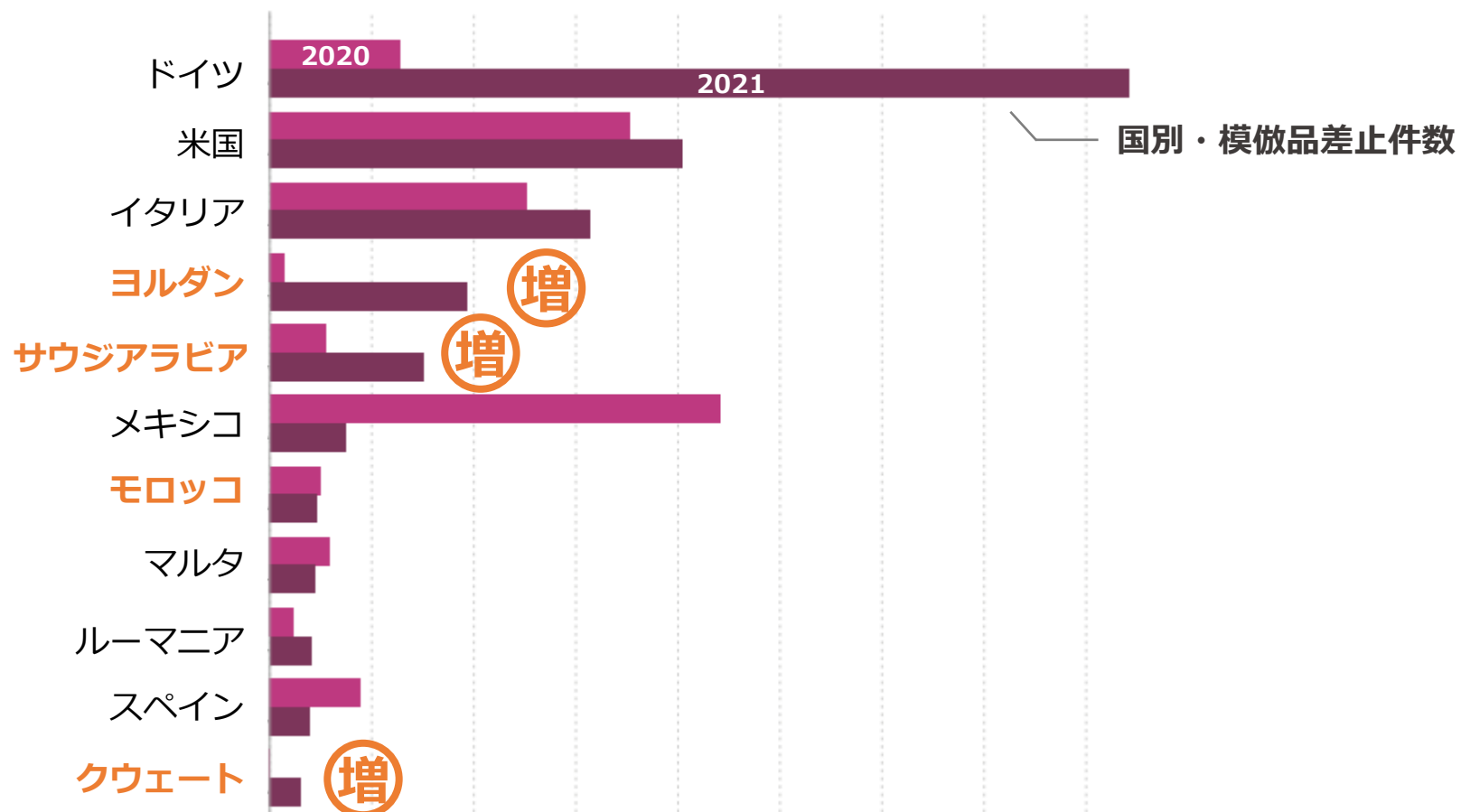
投影限り

執行機関の有効性・模倣品の流通状況 – アフリカ主要国

投影限り

中東・アフリカの模倣品の税関差止め状況 – 国別

- 差止件数は上位11カ国のうち、4カ国がMENA地域の国（ヨルダン、サウジアラビア、モロッコ、クウェート）。
- ドバイを擁するUAEは、差止件数自体が少ないため、ランク外。



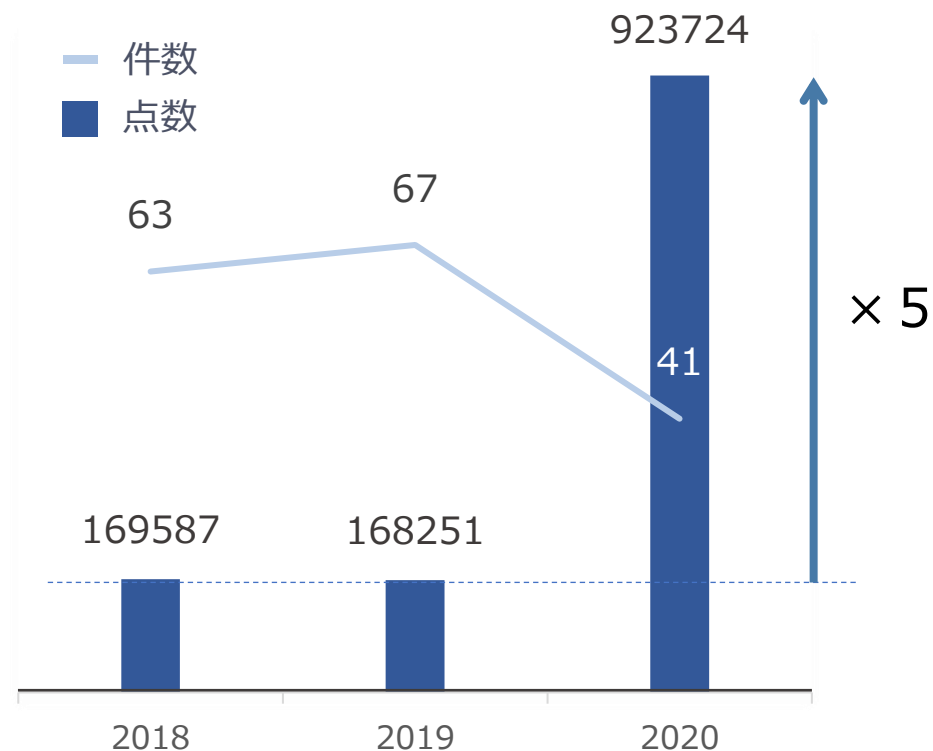
UAE税関による模倣品取締りの取組みと実績

- UAE税関は、様々な模倣品対策の取組みを実施し、知的財産を重視する姿勢を強調。
- 差止点数は前年比5倍で、大口の傾向(2万点/件)。小口化する日本(40点/件)と対照的。

UAE税関の取組み (2020年)

- 連邦税関当局 (FCA) の支援・監督のもと、**各首長国税関、政府、民間機関が連携**
- **UAEのフリーゾーンを通じて輸出入される商品を監督する権利を保有し、WCOとも緊密に協力**
- **すべての押収品を破棄 (約98%がリサイクル)**
- 手続きに関する情報をFCAと税関当局のウェブサイトで公開
- IPR関連イベント開催 (44件以上)
 - 11月 第9回EIPAカンファレンス
 - 12月 WCOフリーゾーン会議
- 知的財産権に関する研修 (124回以上)

模倣品の輸入差止実績



(参考) 日本 輸入差止実績 (2020年)
件数30305・点数589219 (40点/件)

UAEの模倣品取り締まり

ジェベルアリフリーゾーンでの模倣品取締



長年の課題

	本土	フリーゾーン (FZ)
税関	○	○ 2018年から取り締まりが本格化
経済局 (DED)	○	△ 権限を付与されたFZのみ取締り可 ドバイ・ドラゴンマート アジュマン・チャイナモール (ジェベルアリフリーゾーンは対象外)
警察	○	○

「○」取締り権限あり、「△」一部あり、「×」なし

商標等登録制度

- ・税関
 - 7首長国すべて
- ・経済観光局 (DET)
 - 1首長国のみ
ドバイ

بوابة الملكية الفكرية
IP GATEWAY



UAE執行機関との関係強化

政府系団体・アラブ知的財産協会（EIPA）発言（2023年2月）
⇒ 「適切な情報提供があれば、日本製品の模倣品には必ず対応する」



中東知的財産研究会（中東IPG）

構成

- ・ 事務局 JETRO ドバイ（2016年2月24日設立）
- ・ 中東に拠点を置く **日系企業約30社**が参加

主な活動内容

- ・ 定期会合
- ・ **中東アフリカの政府機関等との協力関係構築**
（真贋判定セミナー・知財セミナー・意見交換）
- ・ 様々な知財団体との連携・協力
- ・ 中東の知財に関する問題の共有
- ・ **IIPPF中東アフリカPJとの連携**

中東IPG

2021年度

- ・ WIPO知財セミナー（2021.5.24）
- ・ 法律事務所セミナー（2021.9.15）
- ・ 模倣品対策情報交換
（中東：2021.9.22, アフリカ：2021.11.9）

2022年度

- ・ ナイジェリア知財制度ウェビナー（2022.5.24）
- ・ ドバイDET模倣品対策ウェビナー（2022.5.27）
- ・ ドバイ税関真贋判定セミナー（2022.10.4）
- ・ ドバイ日本人学校知財授業（2022.10.26）

2021年度

IIPPF中東アフリカPJ

- ・ アフリカ法律事務所模倣品対策セミナー（2021.10.19）
- ・ ケニア模倣品対策機関ACA意見交換会（2021.11.16）
- ・ UAE税関意見交換会（2022.1.26）

2022年度

- ・ トルコ模倣品対策ウェビナー（2022.9.15）
- ・ ケニアACA知的財産権登録ウェビナー（2022.10.18）
- ・ ケニアACA真贋判定セミナー（2022.11.11）
- ・ UAE執行機関招聘（2023.2.13-17）

中東・アフリカ地域の知財情報

NEW

知財ニュースレター

中東・アフリカ地域 各年10回の発行（購読料無料）
重要なニュースは、別途発行（ビジネス短信など）

情報量が **2～3倍**に！ 2022年4月より
英語版も発行開始！ 同年10月より

知財制度・模倣品関連の調査研究

年間 2～4 本を公開
直近の知財制度調査

- ・ ナイジェリア、パキスタン（2021年）、サウジアラビア、レバノン、モーリシャス（2022年）
- ・ リープフロッグ型発展技術に関するアフリカにおける知的財産の動向調査（2022年）
- ・ 東アフリカにおける知的財産権侵害の現状に関する調査（ケニアおよびタンザニア）（2020年）
- ・ 西アフリカ地域における模倣品流通実態調査（2021年）
- ・ アフリカ9カ国の模倣防止対策（2022年）
- ・ アフリカのオンライン知財検索環境（アフリカ知的財産ニュースレター No.68（2021年12月））

JETRO知財情報



中東



アフリカ

（参考）中東・アフリカ地域の網羅的な制度調査

- ・ 「中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究」（2017年）
- ・ 「アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書」（2014年）

日本企業からの知財相談

中東・アフリカ地域の知財制度・運用について、契約する現地法律事務所と協力して回答
問い合わせ先: dubai_ipr@jetro.go.jp

ありがとうございました。

JETROドバイ事務所 知的財産部

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。